

業務代替職員採用選考のお知らせ

■採用予定日

平成27年8月17日

■採用予定裁判所

岐阜家庭裁判所（岐阜市美江寺町2丁目4番地の1）

■採用予定人員

1人

■職種及び仕事の内容

業務代替職員（事務補助員）

庶務事務一般及び裁判に関する事務（裁判所書記官の補助等）

■雇用期間（任期）の予定

平成27年8月17日（月）から平成27年11月20日（金）まで

■勤務時間

午前8時30分から午後5時00分まで（休憩時間45分）

■休日

土曜日，日曜日，祝日

■給与

給与日額6,660円（高卒以上）～7,590円（大卒以上）

ただし，勤務時間のうち勤務しなかった時間があるときは，その分について日給を減額する。

給料は，原則として1か月分（末日締め）を翌月15日（同日が週休日又は休日の場合には翌勤務日）に支給する。

■応募資格

高卒以上（平成27年4月1日現在で18歳以上の者）

■応募受付期間

平成27年5月26日（火）から平成27年6月12日（金）の間の平日午前9時から午後5時まで

なお、応募人数が一定数に達した時点で受付を終了する。

■応募書類

市販の履歴書及び写真（3か月以内に撮影したもの）

■応募方法

予め履歴書を持参する日時を電話予約した上で必ず本人が応募書類、印鑑を岐阜家庭裁判所事務局総務課（6階）へ持参する。持参した際に雇用条件の詳細な説明を行うので上記申込日時以外の申込みや事前予約のない者の申込みは認めない。

なお、電話予約は平成27年5月26日（火）午前8時30分から受付を開始する。

■選考方法

筆記試験（作文）及び面接試験

なお、面接試験は筆記試験合格者に対して別途実施する。

■筆記試験（作文）の日時、場所

平成27年6月22日（月）午前10時から午前11時まで

岐阜地方・家庭裁判所

■その他

職員の産前産後休暇期間中の代替職員の採用であり、出産日が前後することにより雇用期間の終期が短縮又は更新されることがある。また、雇用期間終了後、別途選考手続を経て、育児休業期間中の臨時的任用職員として雇用される可能性がある。

■問い合わせ先

岐阜家庭裁判所事務局総務課人事第一係